

農業用水利施設を点検してください

今年7月の豪雨では、県内のため池が決壊し被害が拡大しました。これからの季節、秋雨前線や台風の影響で豪雨が発生することがあります。災害に備え、農業用水利施設（ため池・頭首工・農業用水路・排水路・揚水機等の農業に使用する施設）の危険個所の点検を行い、安全性を確保してください。

点検箇所

●変形・破損・漏水

農業用施設は経年劣化し、思わぬところが変形・破損したり漏水が発生することがあります。

●ため池堤体の陥没・ひび・湿って柔らかいところ

小さな水みちが決壊のもととなります。

●立ち木や雑草

施設そのものが見えにくくなり、施設自体も草木の根に押され変形し、機能が失われる可能性があります。特にため池は、草木の根によってできるすきまが漏水の原因となることがありますので立ち木や雑草は刈り取ってください。

●水流を妨げているもの

水流を妨げているものがあると、そこから水があふ

れ、様々な災害の要因となり、水路の脇が掘れることで結果的に施設の寿命を縮めてしまいます。特にため池は洪水吐に土のうを積んだり、網などを張っていると、大雨による水を排除できず、山からの流木などが引っ掛かり、洪水吐をふさいでしまうことがあります。洪水吐をふさいでいるものは取り除き、周囲の崩れそうな部分はなおしておきましょう。

作業は複数人で

農業用水利施設等の確認や維持作業は危険を伴います。少しでも危険を回避するため、複数人で作業を行ってください。



問農林水産課 農林土木係 担当：檜山
☎お太助フォン 47-4022 42-1003

中小企業退職金共済制度

！ 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき、中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として創設された制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（中退共）が運営し、事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付することで、従業員の退職時、その従業員に対して中退共から直接退職金が支払われます。

- ・初めて中退共制度に加入する事業主や、掛金月額を増額する事業主に対して掛金の一部を国が助成します。
- ・口座振替なので手間もかからず、従業員ごとの納付状況や退職金資産額を事業主に対して知らされるので、管理が簡単です。
- ・従業員ごとに選択した掛金月額は、加入後いつでも増額できます。減額する場合は一定の要件のもとで変更できます。

- ・掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として全額非課税です。（資本金の額、または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます）
- ・制度加入前の勤務期間を通算したり、企業間を転職した場合に掛金の納付実績を通算したりすることができます。
- ・退職金は、中退共本部が直接退職者の預金口座に振り込みます。



問独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部（中退共） ☎03-6907-1234

家屋の新築・増築・取り壊しの届出をお願いします

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋を課税対象として台帳を作成し、その所有者から納税していただく税です。今年中に新築などをされた方は届出をしてください。

《対象》

- 今年中に新築・増築、取り壊しをされた家屋
- 今年中に完成予定の家屋
- 昨年以前に新築・増築されたが、まだ評価を受けていない家屋
- 昨年以前に家屋の取り壊し、または倒壊があったが、平成30年度固定資産税納税通知書に添付された課税明細書にまだ記載されている家屋
- 登記されていない家屋を売買などにより取得したり手放したりした場合（売買契約書などをお持ちください）

《届出先》

税務課資産税係または各支所窓口係
※届出用紙は、納税通知書に添付のものか、届出先に備え付けのものをご利用ください。

問税務課 資産税係 担当：竹本
☎お太助フォン 42-5614 42-2130

国民年金の任意加入制度

国民年金保険料の納付状況が一定の条件を満たさなかった場合、老齢基礎年金※を受給できない場合があります。このような場合でも、任意で国民年金に加入することで条件を満たすことができます。

老齢基礎年金の受給条件

納付済期間や保険料の免除期間などが原則10年以上

10年に満たない場合 ▶ 70歳になるまで国民年金に任意加入することができます。

老齢基礎年金の満額受給条件

20歳～60歳までの40年間国民年金保険料を納付

40年に満たない場合 ▶ 60歳～65歳までの間、国民年金に任意加入し保険料を納めることで満額に近づけることができます。



海外在住で
日本国籍を持つ方
国民年金に任意加入
することができます。

※老齢基礎年金
20歳～60歳までの国民年金保険料の支払い状況に応じて65歳から受け取れる年金

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107

アンケート記入欄

裏面アンケートの答えをご記入ください。
お預かりした個人情報の取り扱いにつきましては厳重に管理し、取得目的以外には使用しません。

A1. []

A2. []

A3. []

ふりがな _____

お名前 _____ 性別 男・女

_____ 年齢 歳

〒 _____

住所 _____

☎(_____) _____

※取材のためこちらの連絡をご希望されない場合は下にチェックを入れてください。
ご連絡不可